

令和5年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月から消費税の税率が5%から8%に改正され、令和元年10月からは10パーセントに改正されました。この引上げによる増収分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされております。

令和5年度一般会計予算における用途の状況は、下記のとおりです。

(歳入)地方消費税交付金(社会保障財源化分) 291,762千円

(歳出)社会保障施策に要する経費のうち一般財源充当額1,188,346千円

(単位:千円)

事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉事業	479,952	175,671	103,947	0	629	199,705	49,031
	高齢者福祉事業	29,087	0	0	0	4,947	24,140	5,927
	児童福祉事業	696,267	280,924	114,592	0	11,391	289,360	71,043
	母子福祉事業	6,901	0	3,100	0	0	3,801	933
	小計	1,212,207	456,595	221,639	0	16,967	517,006	126,935
社会保険	国民健康保険事業	120,876	17,780	55,987	0	0	47,109	11,566
	介護保険事業	219,261	5,820	3,097	0	0	210,344	51,645
	後期高齢者医療事業	315,608	0	36,208	0	6,220	273,180	67,071
	小計	655,745	23,600	95,292	0	6,220	530,633	130,282
保健衛生	予防事業	110,311	56,623	0	0	150	53,538	13,145
	健康増進事業	34,712	206	3,213	0	2,652	28,641	7,032
	母子保健事業	81,844	7,613	15,435	0	268	58,528	14,370
	小計	226,867	64,442	18,648	0	3,070	140,707	34,546
合計	2,094,819	544,637	335,579	0	26,257	1,188,346	291,762	